

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

REDs ヘルススクリーニング規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」とする）が、スポーツにおける相対的エネルギー不足（Relative Energy Deficiency in Sport 以下「REDs」とする）に対する認識を高め、REDs による短期的・長期的な身体的・精神的影響からアスリートを守るため、健康状態（身長、体重、心拍数、血圧）の計測、スクリーニングの方法、健康状態調査にて要審査となったアスリートへの対応の基準を定めることを目的とする。

(適用対象)

第2条 健康状態調査を適用する大会は、本協会の主催大会の中でも国際競技大会の派遣選手選考大会として位置づけられる以下に掲げるものとする。ただし、理事会の決議によりさらに適用となる大会が追加される場合がある。

ボルダージャパンカップ

リードジャパンカップ

スピードジャパンカップ

ボルダージュース日本選手権

リードユース日本選手権

スピードユース日本選手権

- 2 健康状態調査の対象者（以下「対象選手」という）は、前項の各大会における準決勝進出者とする。ただし準決勝が設定されない場合、決勝進出者とする。

（健康状態調査計測者・計測場所・計測時間）

第3条 前条第1項の各大会において計測を実施する者（以下「計測者」という）は、本協会のスポーツクライミング医科学委員会または強化委員会（以下、単に委員会の名称のみ使用する）に所属する委員とする。

- 2 健康状態調査の場所、時間は各大会で個別に設定する。
- 3 計測者は、計測にあたって個人情報管理に十分注意する。計測実施に際しては適宜スクリーン等で遮蔽することが望ましい。

（健康状態調査測定機器・方法）

第4条 測定者は対象選手に対し、体重計及び身長計、上腕式血圧計による直接計測を行う。

- 2 計測は原則1回のみとする。測定方法は以下の状態で実施し、計測者は余分な重量が対象者に付加されていないことを必ず確認する。

- ・身長、体重：靴を履かず競技参加時と同じ服装でポケットは空の状態
- ・心拍数：横になっている時、または座って安静にしている時

・ 血圧：横になっている時、または座って安静にしている時

3 対象者は計測された計測値に対して、計測現場で異議を申し立てることができる。

（要配慮競技者）

第 5 条 基本測定値の各項目において以下の数値となった対象者を要配慮競技者と定義する。

BMI	男性	18 歳以上：18.5 未満
		15～17 歳：18 未満
	女性	18 歳以上：18 未満
		15～17 歳：17.5 未満
心拍数	男女共通	18 歳以上：40bpm 未満
		18 歳未満：50bpm 未満
血圧	男女共通	収縮期血圧：90mmHg 未満
		拡張期血圧：60mmHg 未満

（要配慮競技者への対応）

第 6 条 スポーツライミング医科学委員会の計測担当者は測定値の結果、要配慮競技者となっ

た対象選手（以下「該当選手」という）に対して当該計測を実施した競技会の終了時に

口頭にて結果を報告する。競技会終了後 1 週間以内に要配慮競技者に該当した旨の報告

を書面にて実施する。

- 2 スポーツクライミング医科学委員会は、日本代表に選出された選手全員に対し問診票による調査を実施する。準決勝（場合によっては決勝）に進出したものの代表に選出されなかった選手に関しては、要配慮競技者に該当した場合に限り追加の問診票を送付する。
- 3 前項の問診票調査は本規程の目的である健康障害の防止の観点から健康障害を見出し、特に REDs の早期発見を目的としてスポーツクライミング医科学委員会が別途その内容を定める。該当選手は問診票調査を拒否することはできない。
- 4 問診票調査の結果、スポーツクライミング医科学委員会において該当選手の健康障害が示唆されると認めた場合、該当選手は速やかに専門医療機関にて指定された追加検査を実施し、その結果をスポーツクライミング医科学委員会に提出しなければならない。
- 5 スポーツクライミング医科学委員会は前項の問診票調査および、追加検査結果をもとに該当選手の健康状況を確認する。該当選手の競技継続が該当選手の健康に著しい害を与えると判断した場合には、スポーツクライミング医科学委員会は理事会に対し該当選手の登録選手規程第3条1項に定める競技会への一定期間の出場停止を進言することができる。
- 6 理事会は前項の提言の内容を審議し、該当選手の前項に定める競技会への出場停止することを決定する。
- 7 前項の該当選手の出場停止の解除は、スポーツクライミング医科学委員会が別に定める基準に基づき該当選手の健康状況を確認した結果を踏まえ、理事会に対して解除が相当である旨の提言を行い理事会が提言の内容を審議の上決定する。
- 8 本条2項から6項の手続き経過中に開催される競技会については、理事会の決定まで出場

の停止は行われぬ。

(健康状態調査における選手の権利)

第7条 対象選手は計測を拒否することができる。ただしこの場合対象選手はレッドカード扱いとなり、計測を拒否した競技会におけるそれ以降の競技に参加することはできない。(本協会スポーツクライミング競技規則 21 条 3)

(罰則)

第8条 本協会は以下の不正を行った選手に対して、当該競技会終了日以降 100 日間の本協会の主催する競技会への出場を停止することができる。

- 1 健康状態調査に際して、荷重付加等の不正を行う
- 2 問診アンケート調査に虚偽の回答を行う、もしくは回答しない
- 3 第6条3に該当したにもかかわらず、診断書を提出しない
- 4 その他本規程運用上、選手としてふさわしくない言動を行う

附則

- 1 本規程は、令和7年4月21日から施行する。
- 2 本規程は、本協会日本代表チームに関わる規程第2条2に干渉するものではない。